

「火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）」等について

令和 8 年 1 0 月
経 済 産 業 省
大臣官房産業保安・安全グループ
鉱山・火薬類監理官付

1. 改正の背景・概要

昨年発生した煙火消費中の事故を受け、第 19 回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会での審議を踏まえ、適切な初期対応による火災拡大の防止及び資機材の安全性の向上のため、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号。以下「規則」という。）第 56 条の 4 に定める煙火の消費の技術上の基準について所要の見直しを行う。また、動物駆逐用煙火の不適切な使用による事故や火災が発生していることを受け、同条に新たに当該煙火の消費の基準を定める。

更に、近年、無人航空機（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 2 項に規定する無人航空機をいう。）の飛行を伴う煙火の消費の催し等が開催されているところ、当該消費の基準を明確化するため、規則第 56 条の 4 において所要の見直しを行う。

加えて、煙火の消費の技術上の基準の見直しにあわせ、火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（20260507 保局第 4 号）別添 3 火薬類取締法施行規則関係例示基準（消費）（以下「例示基準（消費）」という。）に当該見直しに関連する措置等を定める。

2. 具体的な改正内容

（1）火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）

①煙火の消費基準の見直し（規則第 56 条の 4 第 4 項）

無人航空機の飛行を伴う煙火の消費の基準を明確化するため、煙火を取り付けた無人航空機を飛行させる場合に通路、人の集合する場所、建物等に対し安全な距離をとること及び煙火との衝突等による危害を防止するための措置を講ずること等を追加する。

適切な初期対応による火災拡大を防止するため、危険を及ぼす事象が発生した場合に煙火の消費を中断し危険がないことを確認すること及び火災が発生した場合に危険がないことを確認した上でできるだけ初期消火に努めることを追加するとともに、資機材の安全性の向上のため、打揚筒及び仕掛煙火の設置場所の付近に火災を防止するための措置及び消費中の煙火の火の粉等により着火しない措置を講ずることを追加する。

②動物駆逐用煙火の消費基準の制定（規則第５６条の４第７項（新設））

動物の駆逐の用に供する煙火の消費の基準として、当該煙火を投げ又は発射する方向に人がいないこと及び燃焼しやすいものがないことを確認した後でなければ点火をしないこと並びに当該煙火に点火後は速やかに安全な方向に投げること等を定める。

（２）火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程（案）

規則第５６条の４の煙火の消費の技術上の基準の見直しにあわせ、危害を防止するための措置及び火災を防止するための措置等について例示基準（消費）に追加する。

３．今後のスケジュール（予定）

令和８年１０月８日～１１月６日 パブリックコメント

１１月 公布

１２月 施行（公布の日から一か月を経過した日）

以上